

〈解答〉

- ① 1 ア
2 エ
3 語：惣 記号：イ（両解）
4 人名：徳川吉宗 記号：ウ（両解）
5 〔例〕人をやとって作業を分担させて

配点 各2点 10点満点

〈解説〉

- ① 1 稲作が盛んになると、人口が増加し水田も拡大したため、むらとむらの間で土地や水の利用をめぐる争いが生じ、やがて周辺のむらをまとめる有力な国が現れた。
- 2 奈良時代になると、朝廷は、人々に土地を与える制度である班田収授法を定め、6年ごとに作成される戸籍に基づき、家族ごとに口分田という土地が与えられ、その土地を与えられた農民に税がかけられた。税は唐の制度にならい、租・庸・調から成っていた。租は稲の収穫量の約3%を納めるもので、重い負担ではなかったが、成人男性にかかる庸（布）と調（特産物）は、自分たちで都まで運ばなければならず、その負担は大変重かった。そのほか、国の守りにつく兵役や、都や寺院の建設、地方での土木工事といった労役などが課され、農民に稲もみを貸し付け、高い利息を取る制度もあった。こうした負担から逃れるため、戸籍の性別や年齢を偽ることや、居住地から逃亡する家族が出てきた。
- 3 室町時代の近畿地方の村々では、農民が団結して、地域を自分たちで運営するようになった。その代表が惣である。村の有力者や年長者が中心になって寄合を開き、独自に村のおきてをつくったり、罪を犯した者を処罰したりした。16世紀になると、地方では、守護大名やその家臣などの中から、実力を伸ばして領国を独自に支配する戦国大名が現れた。領国の統一的な支配を強めるために、分国法と呼ばれる法律を独自につくる戦国大名もいた。ア701年、唐の律令にならった大宝律令がつくられ、新しい国家のしくみが定まった。ウ1232年、執権の北条泰時らが、御家人に関わる裁判を公平に行うための基準や、守護や地頭の役割を、御成敗式目〔貞永式目〕に定めた。
- 4 幕府の財政が悪化する中、1716年に第8代将軍となった徳川吉宗は、質素・儉約をかけた支出をおさえ、収入を増やすために新田開発を進め、豊作・不作に関係なく一定の年貢を取り立てるようにして、米価の安定に努めた。アは田沼意次の政策、イは水野忠邦の政策、エは松平定信の政策である。
- 5 19世紀になると、大地主や都市の大商人の中には、全国に流通するようになった綿織物や絹織物などの商品に注目する者が出てきた。そして、農村から来た人を自分の工場に集め、作業を分担させて、製品を大量に生産するしくみが生まれた。これを工場制手工業〔マニファクチュア〕という。